**大阪府におけるカジノを含む統合型リゾート施設（ＩＲ）誘致の**

**賛否を問う住民投票条例（案）**

（目的）

第１条　この条例は、大阪府が夢洲に誘致しようとしているカジノを含む統合型リゾート施設 (ＩＲ）の誘致（以下「本件ＩＲカジノ誘致」という。）について、府民の賛否を明らかにし、本件ＩＲカジノ誘致の賛否にその意思を的確に反映させることを目的にする。

（住民投票）

第２条　前条の目的を達成するため、大阪府は、府民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

（住民投票事務の執行）

第３条　住民投票に関する事務は、知事が執行する。

（住民投票の実施等）

第４条　住民投票は、この条例の公布の日から起算して６０日以内に実施しなければならない。

２　住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、知事が定める日曜日とし、投票日の１４日前までに告示しなければならない。

（投票資格者等）

第５条　住民投票において投票を行う資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、大阪府内に住所を有する満１８歳以上の者（外国人を含む。） とする。

２　知事は、投票資格者名簿を作成しなければならない。

（投票の方法）

第６条　投票は１人１票に限る。

２　投票資格者は、投票日に自ら投票所へ行き、投票資格者名簿又はその抄本との対照を経て、投票しなければならない。

３　投票資格者は、本件ＩＲカジノ誘致に賛成するときは投票用紙の賛成欄に○の記号を、これに反対するときは反対欄に○の記号を自ら記載しなければならない。この場合において、投票資格者は、投票用紙を自ら投票箱に入れなければならない。

４　投票用紙には、投票資格者の氏名を記載してはならない。

５　第２項及び第３項の規定にかかわらず、規則が定める事由により、投票日に自ら投票することができない投票資格者は、規則が定めるところによって投票することができる。

（投票の秘密保持）

第７条　投票資格者は、その投票した内容を陳述する義務はない。

（投票の効力）

第８条　投票の効力の決定にあたっては、次条の規定に違反しない限りにおいて、投票した投票資格者の意思が明確であれば、その投票を有効とする。

（無効投票）

第９条　次の各号に該当する投票は、無効とする。

（１）所定の投票用紙を使用しないもの

（２) ○の記号を賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも記載したもの

（３) ○の記号以外の事項を記載したもの

（４) ○の記号を賛成の記載欄又は反対の記載欄のいずれに対して記載したかを確認しがたいもの

（５）何も記載していないもの

（投票及び開票）

第１０条　投票所、投票時間、投票立会人、代理投票、点字投票、不在者投票、期日前投票その他住民投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則に定める知事選挙の例により、規則で定める。

（投票結果の告示）

第１１条　知事は、住民投票の結果が判明したときは、速やかにこれを告示するとともに府議会議長に通知しなければならない。

（投票結果の尊重）

第１２条 知事及び府議会は、本件ＩＲカジノ誘致の同意の賛否にあたって、賛成投票の数又は反対投票数のいずれか過半数の府民の意思を尊重しなければならない。

（情報の提供）

第１３条　知事は、府民が本件ＩＲカジノ誘致の賛否を判断するために必要な情報の提供並びに住民投票の意義についての広報活動に努めなければならない。

２　前項の情報提供並びに広報活動は、客観的かつ公正中立に行うものとする。

（投票運動）

第１４条　住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等により府民の自由な意思が制約され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

（事務処理の特例）

第１５条　第３条に規定する知事の事務の内、投票資格者名簿の調製、投票及び開票の実施その他規則で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第２５２条の１７の２の規定に基づき市町村の事務とすることとする。

（委任）

第１６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

　　　　　附　則

　この条例は、公布の日から施行する。